

富士が映えるうるおいとゆとりのまちを目指して

富士市景観計画を策定します



富士市景観計画案の概要

●景観計画の区域

富士川町と合併後の富士市全域とします。

●良好な景観の形成に関する方針

市民・事業者・行政の協働により、富士山を背景とした良好な景観の形成に取り組んでいきます。

●建築などの行為の制限

周辺景観と調和する良好な景観を形成するように、大規模な建築物・工作物の新築などに対して事前に届け出を義務づけ、色彩などの制限・指導を行います。

●景観重要建造物・樹木の指定

景観上重要となっている、建造物や樹木の保全に努めます。

●景観重要公共施設の整備

景観上重要な公園、道路などの公共施設は、良好な景観の形成に配慮した整備を行います。

●屋外広告物の制限

街並み景観と調和した屋外広告物の景観形成を図るため、屋外広告物の形態などの制限・誘導を行います。



これまでの経過

市は、これまで景観づくりの基本的指針となる「富士市都市景観形成ガイドプラン」や、「富士市都市景観条例」に基づき、美しい景観形成のための施策に取り組んできました。また、「煙突撤去モデル事業」により不用煙突の撤去推進にも取り組んできました。しかし近年は、無秩序な形態や色彩の大規模建築物・屋外広告物も目立つようになり、景観対応施策が必要となっています。

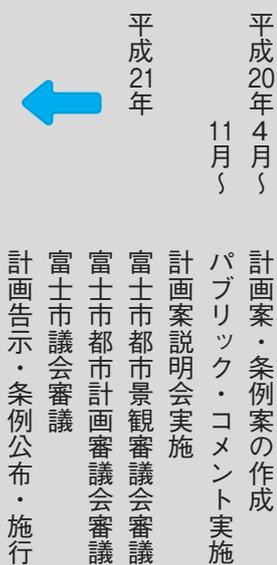
そのようなか、平成16年に景観に関する初めての総合的な法律である「景観法」が施行されました。これを受けて市は、平成17年に景観の計画に基づく施策を実施する「景観行政団体」となり、「景観計画」の策定及び「景観条例」の改正作業を進めてきました。

上記のとおり、昨年度までに計画案基本的内容を取りまとめました。

今後のスケジュール

今年度は、合併が決定した富士川町の要素を反映させた計画案を作成し、富士川町との合併後に、計画策定に向けた手続を行っていきます。

景観計画・景観条例の策定の流れ



平成21年

平成20年4月

11月



問い合わせ

建築指導課 まちなみ整備担当

☎(55)26003 ☎(53)2773

✉kentiku@div.city.fuji.shizuoka.jp